

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
活動実践事例集作成部会設置要綱

(目的)

第1条 活動実践事例集の的確かつ円滑な作成を図るため、「活動実践事例集作成部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 この部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - (3) 委員(部会長、副部会長を含む) 6名
- 2 委員は、本会の理事、監事並びに評議員の中から会長が委嘱する。
- 3 部会長は、会長が指名する。部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 部会は、活動実践事例集の企画及び製作に関する業務全般を担当する。

(部会の運営)

第5条 部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長となる。

- 2 部会は、必要に応じ委員以外の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第6条 部会の運営に要する経費は、原則として本会で負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2. この要綱は、公益財団法人への移行認定に伴い平成25年4月1日から施行する。